褒章条例第二条により藍綬褒章を授ける（各通）

山田　八十八
見山　重信
由木　勉
笹岡　勇
淀井　和明
若林　紀成
渡邊　決子

山田　豊
横井　暁
吉田　雄
米森　正夫
渡辺　一郎
渡邊　迪子

山田　龍太郎
本山　禮子
横塚　實
吉田　遵数
山本　貴
山田　一正
渡邊　美佐

藍綬褒章飾版

公衆の利益を興し、又は公同の事務に勤勉した者で、平成二十四年十一月三日、藍綬褒章に付する飾版一個を授かったものとする。

棚谷　寛

褒章条例第三条第一項により藍綬褒章に付する飾版一個を授ける

褒状

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し、徳行顕著であるので、平成二十四年十一月三日、褒状を授かったものとする。

あじさいグループ
後田川緑道公園を守る会
亀岡せつぼし会
河合町ボランティア福寿会
京都鴨川ライオンズクラブ
古賀区長寿会
ことに会
笹野台昼食会
施設ボランティアかたくりの会
手話サークルあゆみの会
昭寿会
新鶴公園愛護クラブ
住吉松風クラブ
滝川公園愛護会
武雄手話の会
東海村朗読ボランティア「こだま」
豊橋市おもちゃ図書館なかよしライブラリー
西脇点訳友の会
浜田海洋少年団
東大阪市を緑にする市民の会
福岡おもちゃ図書館ぽけっとと
宮崎愛盲協会
朗読グループあいの会
朗読ボランティアグループかぜさくら

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４９５号

神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番２―306号
債務者　宮里ジェイソンこと　ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＧＥＩＳＯＮ　ＲＯＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３９号

神奈川県小田原市浜町１丁目10番29号
債務者　出　真由美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５５号

神奈川県伊勢原市板戸536番地の27
債務者　阿野　孝二
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６２号

神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目５番16号　アゼリアＡ101
債務者　福島　吉宏
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８６５号

京都市伏見区竹田狩賀町１番地　市営住宅７棟403号
債務者　ＥＸ岡田こと　岡田　邦宏
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２０号

京都市西京区上桂前田町50番地の１
債務者　佐々木明子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３０号

京都市北区紫野上門前町78番地
債務者　中井戸美絵
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９３号

京都市伏見区竹田七瀬川町29番地２　深草サニーハイツ301
債務者　疋田富士夫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０９号

京都市右京区常盤出口町14番地14　うずまさハイツ402号室、住民票上の住所京都市中京区壬生天池町40番地　ＭＮＳ天ヶ池402号
債務者　永井　克典
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号

香川県高松市香川町浅野1544番地５
債務者　樽石　節子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２９号

福岡県うきは市浮羽町東隈上341番地４
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４２５号

沖縄県那覇市久米１丁目10番５号　２階
債務者　徳村由美子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部